

## 「しまぼ通貨」利用規約

### 第1条（総則）

本規約は、東京都が出資する公益財団法人東京観光財団が発行する「しまぼ通貨」（以下に定義する。）について規定するもので、利用者（以下に定義する。）がしまぼ通貨を購入及び利用する場合には、本規約が適用されます。

### 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「事務局」とは、公益財団法人東京観光財団及び株式会社JTBコーポレートセールスにより共同運営する組織をいいます。
- 2 「しまぼ通貨」とは、対象地域の加盟店にて、第4条に記載する概要に限って利用出来る事務局が発行する「プレミアム付き宿泊旅行商品券」をいいます。
- 3 「しまぼ通貨URL」とは、しまぼ通貨購入希望者がしまぼ通貨を購入する際に、事前に利用者が登録したメールアドレスへ送信される固有のURL（インターネット上にある情報の場所を指し示すもの）のことをいいます。
- 4 「利用者」とは、事務局が規定した「しまぼ通貨」利用規約を承諾のうえ、しまぼ通貨を購入し、加盟店で利用する者をいいます。
- 5 「加盟店」とは、事務局が承認した個人、法人及び団体をいいます。（ただし、第4条に記載するエリア内に限る）
- 6 「しまぼ通貨取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額をしまぼ通貨で取引することをいいます。
- 7 「公式サイト」とは、しまぼ通貨の広報・案内及び購入の窓口となるウェブサイトのことをいいます。
- 8 「購入」とは利用者が公式サイトにてクレジットカードを利用し、しまぼ通貨を買って入手することをいいます。
- 9 「電子スタンプ」とは、利用者がしまぼ通貨を利用した際に、加盟店がしまぼ通貨の通貨決済を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。
- 10 「通貨決済」とは、利用者がしまぼ通貨を加盟店で利用した際に、スマートフォン等へ電子スタンプを押すことや数字を入力することにより、しまぼ通貨を利用済み認証させることをいいます。
- 11 「島民」とは、東京都島しょ部（以下の町村）に在住している人をいいます。  
（大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村）

### 第3条（利用者の負担）

しまぼ通貨の利用に関わる、利用者の携帯電話（スマートフォン、フィーチャーフォン等）の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

### 第4条（しまぼ通貨概要）

通貨名称	・「しまぼ通貨」
発行開始日	・平成29年10月2日
発行期間	・平成29年10月2日～予定のセット数の販売終了まで。
有効期間	・購入日から60日以内。ただし、平成29年10月2日～平成30年3月31日の期間に限る。 追加購入に関する詳細は、第12条に記載する。
1セットの販売金額	・7,000円
1セットの発行価格	・10,000円
利用条件	・1セットにつき、7,000円分を宿泊施設にて利用することとし、3,000円分は、宿泊・飲食・土産購入・アクティビティ等で利用することができる。
購入上限額	・最初の購入から60日間は追加購入含め4セットが上限。 ・使い切った場合は、新たに新規購入可能。（60日間更新される） ・年間で8セットまで購入可能。
加盟店舗及び利用可能エリア	・大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島 父島及び母島、竹芝客船ターミナル待合所の各社携帯電話の届く範囲の加盟店。 (NTTドコモ、au、ソフトバンク等)
利用可能な店舗の業種	・宿泊、飲食、小売、交通機関、レンタカー、レンタサイクル、体験型アクティビティ、マリンスポーツ、文化施設 等
購入方法	・クレジットカード利用に限る

### 第5条（しまぼ通貨の販売・購入）

しまぼ通貨の購入を希望される方（以下、「購入希望者」という）は、本条項を確認し承諾された方のみ購入することができるものとします。

#### 1 しまぼ通貨の販売

(1) しまぼ通貨は、事務局が運営する公式サイト上のみで購入することができます。ただ

し、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他運営管理上やむを得ない事由により、しまぼ通貨が購入できないことがあります。

(2)しまぼ通貨販売は、発行数量の完売をもって終了とします。

## 2 しまぼ通貨の購入

(1)購入希望者は、通信可能なスマートフォン、パソコン等を保有していることが条件となります。

(2)購入希望者は、利用予定の加盟店において、利用する携帯電話が通信可能エリアであり、しまぼ通貨の利用が可能であることを確認のうえ購入するものとします。

(3)購入希望者は、事務局が運営する公式サイト上にて、クレジットカードにより購入し手続き完了をもって購入契約の成立とします。

(4)事務局は、購入手続きの完了にあたり公式サイト上の完了画面をもって購入者へ告知します。また、購入者が登録したメールアドレスに対し、固有のしまぼ通貨URLを送信します。

(5)島民は、しまぼ通貨を購入することはできますが、在住している町村内では、利用することができないものとします。

## 3 しまぼ通貨引渡し

購入者が登録したメールアドレスに対し、固有のしまぼ通貨URLを送信することをもって、しまぼ通貨の引き渡しとします。

## 第6条（しまぼ通貨の利用方法）

1 利用者は、しまぼ通貨URLから「利用する」をタップし、利用金額を入力することとします。

2 利用者は、決済画面を利用加盟店窓口に提示し、加盟店の電子スタンプによる通貨決済を受けるものとします。

3 利用者は、通貨決済後ご利用残額が正しく表記されていることを確認するものとします。

4 何らかの事由により、しまぼ通貨を提示できない場合は、通貨決済できないものとします。

## 第7条（しまぼ通貨の払い戻し）

1 利用者は、しまぼ通貨購入後、払戻しを受けることはできません。但し、以下の(1)から(3)の要件のいずれも満たす場合に限り、事務局は、次項の条件に基づき、利用者への払戻しを行います。

(1) 交通機関の欠航、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事由（利用者の都合による場合を除く。）によるものであると事務局が認めること。

(2) 一度もしまぼ通貨取引が行われていないこと。なお、払い戻しの対象は、クレジットカードによって1回に購入した単位(セット)ごととする。

(3) 利用者がしまぼ通貨を購入してから8日以内に事務局に対して払戻しの申請を行ったこと。

2前項による払い戻しを決定した場合は、購入回数により1回あたり500円(税込)の手数料が掛かり、利用されたクレジットカード発行会社の決済日程に沿って返金されるものとします。

## 第8条(しまぼ通貨の管理等)

1利用者はしまぼ通貨を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。

2利用者はしまぼ通貨を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第9条(利用者の順守事項)

1利用者はしまぼ通貨を第三者に譲渡(交換・転売を含む)もしくは貸与すること、第三者から譲り受けることはできません。

2利用者は、違法、不正利用または公序良俗に反する目的でしまぼ通貨取引はしないものとします。

3利用者は、前項を遵守しない行為により、しまぼ通貨発行者もしくは加盟店等へ損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い該当者へ返還するものとします。

4利用者が、遵守事項を守らないことによる損害に対して事務局は、一切の責任を負わないものとします。

## 第10条(しまぼ通貨取引)

1利用者は、加盟店にて、しまぼ通貨を利用して商品購入等を行うことができます。ただし、別表1に該当するものは対象外となります。

2利用者は、しまぼ通貨取引時に、しまぼ通貨利用金額を必ず確認するものとします。

3しまぼ通貨取引は、1,000円単位とし、1セット10,000円分のうち、宿泊券7,000円、プレミアム券3,000円の利用とします。

4しまぼ通貨の額面に満たないしまぼ通貨取引の場合、釣り銭は支払われません。

5しまぼ通貨取引後の購入した商品及び権利の返品、返金対応はできません。

6利用者は、利用目的の加盟店施設が利用者所持の携帯会社利用可能エリアに属してなく利用できない場合であっても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第11条(加盟店との紛争)

利用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠

陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者が加盟店との間で解決するものとし、事務局はその一切の責任を負わないものとします。

### 第12条（しまぼ通貨の有効期限解釈）

- 1 しまぼ通貨の有効期限は、しまぼ通貨を最初に購入した日から起算して60日間とします。
- 2 有効期限内に、追加購入を実施した場合でも、最初の購入時に設定された有効期限は、更新されません。
- 3 有効期限内に、4セットを全て利用された場合は、新たに4セットまで追加で購入することができます。
- 4 有効期限は、しまぼ通貨表示画面で確認することができます。
- 5 有効期限を経過した場合、しまぼ通貨の利用は一切できなくなります。

### 第13条（個人情報等の取り扱い）

事務局は、電子しまぼで収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、電子しまぼ登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

(1) 共同利用することのある項目

- ① 氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・電子しまぼスタンプラリーの利用場所、利用日・しまぼ通貨の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。
- ② お問い合わせに関する事項。
- ③ サービス提供に関する事項。

(2) 共同利用の目的

- ① しまぼ通貨の運営及びサービス提供
- ② サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③ 電子メール等の通知手段による情報発信
- ④ 利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥ 上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

- ① 事務局
- ② 一般社団法人東京諸島観光連盟
- ③ 東京都

(4) 共同利用管理責任者：一般社団法人東京諸島観光連盟

### 3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

### 4 個人情報の管理

収集しました個人情報については、事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

## 第 14 条（利用停止または中止）

1 事務局または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、しまぼ通貨の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、しまぼ通貨の全部または一部を利用することができません。

(1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

(3) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

(4) しまぼ通貨を違法もしくは不正に入手・利用した場合、または入手・利用するおそれがある場合。

(5) しまぼ通貨の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。

(6) しまぼ通貨購入申込に虚偽が発覚した場合。

2 前項に基づきしまぼ通貨の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害について、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 第 15 条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、又は特殊知能 暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- (5)自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 事務局は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有するしまぼ通貨残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有するしまぼ通貨残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

#### **第16条（しまぼ通貨の終了）**

事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、しまぼ通貨を全面的に終了することがあります。この場合、所定の公式サイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

#### **第17条（規約の変更）**

- 1 事務局は利用者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合に本サービスの利用条件は変更後の「しまぼ通貨利用規約」に順ずるものとし、
- 2 変更後の規約は、事務局が別途定める場合を除き、公式サイト上に表示した時点より、効力が生じるものとし、

#### **第18条（合意管轄裁判所）**

利用者は、しまぼ通貨に関して事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第19条（準拠法）**

本規約に関しては、全て日本国内法が適応されるものとし、

別表 1.

区 分	事 例
出資や債務の支払い	税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等
換金性の高いもの	有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手、印紙 プリペイドカード等
たばこ事業法	(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項 第 3 号に規定する製造たばこの購入
事業活動の仕入れ	事業活動に伴って私用する原材料、機器類及び仕入 れ商品等の購入
不動産に係る支払い	土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場 (一時預かり を除く) 等
風俗営業等の規則及び義務の 適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に 規定する営業に係る支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・無店舗型性風俗特殊営業</li> <li>・無店舗型電話異性紹介営業</li> <li>・映像送信型性風俗特殊営業</li> <li>・パチンコ、マージャン等</li> </ul>
保険支払い	医療保険や介護保険等の一部負担金
公序良俗に反するもの	特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反 するもの
しまぼ通貨 (商品券) の交換または売買及び現金との換金	

\*その他、社会通念上不相当とされるものに対しては対象外とする。